

平成31年度入札制度の見直しに係る質問・回答について

平成31年3月19日

総務部 契約課

平成31年2月1日に開催した「平成31年度入札制度の見直しに係る事業者説明会」には、多くの方にご出席いただき、誠にありがとうございました。

このたび、質問に対する回答を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

平成 3 1 年度入札制度の見直しに係る質問・回答

質問内容は、原則として質問者の記載内容のとおり記載しています。例外として、次の場合は、質問内容を契約課で修正しています。

ア 質問に全く句読点がない場合（→句読点を打っています。）

イ 質問者が独自に質問番号を付している場合（→本回答に沿った番号に修正しています。該当箇所には下線を付しています。）

番号	質問	回答
1	優良工事表彰は次年度から 8 2 点となるが上下水道局等なども足並みを揃えるのでしょうか。(総合評価で評価する以上足並みを揃えないと不平等になると思われる。)	上下水道局は変更ございません。発注機関（市長部局と上下水道局）で表彰制度が違うので不平等では無いと考えております。
2	上下水道局等他の発注機関の検査点数と工事契約の検査の点数がかなりのずれがあると思われるが、その辺りは、改善されるのか。	工事成績評定にあたっては、今後も公正かつ的確な実施に努めてまいります。
3	工事表彰の 8 2 点の根拠はどのような考えなのでしょうか。	優良工事事業者表彰の対象事業者の見直しのうち、工事成績評定点の基準については、市内業者の技術力向上等に伴い工事成績評定点が上昇していることに併せて引き上げるものです。 具体的な点数設定については、表彰制度の目的である市内事業者の技術力及び履行能力の向上等に寄与するものであることを踏まえつつ、表彰対象事業者数（見込み）等を考慮して決定したものです。

番号	質問	回答
4	地域精通度の評価見直しについて、備考欄に工事によっては適用しない場合があると記載されているが、適用しない条件を記載すべきだ。あいまいにすべきではないと思われます。原則すべて適用にすべきだ。	総合評価方式の特別簡易型における地域精通度については、選択項目であるため、工事特性等によっては評価項目としない場合があります。 評価項目としない場合については、工事場所が離島である工事や大規模工事で地域精通度を評価する必要性が認められない場合を想定しています。 なお、こうした例は限定的と考えており、原則として評価項目とすることを想定しています。
5	130万以上の工事は一般競争入札に拡大とありますが、総合評価の工事点数の対象は500万未満は対象外と考えてよろしいのか。	総合評価方式における過去2年間（建築一式工事は過去4年間）の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点については、引き続き、請負金額が500万円未満の工事は平均点の算出の対象外となります。
6	地域貢献度のその他の取り組みですが、今まで通り2つ以上取り組んでいたら1点との解釈でよろしいのか。	企業の地域貢献度のその他の取組の評価基準は、変更ありません。ご質問のとおり、2項目以上に該当する場合は1点となります。
7	一抜け方式の導入ですが、上下水道局も当然採用すると考えてよろしいのか。	上下水道局においても、同様に一抜け方式を導入します。

番号	質問	回答
8	優良指名で辞退が多く不調になるとありますが、今年度何件発注し何件不調になったのか。 また、次年度以降、年間に何件の予定で優良入札を行うのでしょうか。	優良業者優先指名競争入札について、今年度、8件発注しております。このうち、入札者が1者だったため入札を中止した工事は1件です。ただし、これ以外の工事でも辞退者が多く、約4割の事業者が指名を受けたものの入札を辞退しています。 また、次年度以降の予定については、現在、未定です。
9	優良工事事業者表彰の対象事業者の改正後の適用年月日は平成31年4月1日とありますが、平成31年度表彰（平成30年度完工した工事）から対象となるのでしょうか。それとも平成31年度に完工した工事から対象になるのでしょうか。	優良工事事業者表彰となる対象事業者の見直しは、平成31年4月1日から適用し、平成31年度の表彰式（対象：平成30年度に完成した工事）から実施します。
10	説明会資料7頁4．総合評点の上限設定の試行継続（1）趣旨／「効果や課題を把握するため」とありますが、何の効果、何に対する課題なのかよく判りませんので教えてください。	総合評点の上限設定については、関係団体からランク別入札制度の導入に関する陳情があったことを受け、平成30年度からランク別入札に準じた入札制度として、試行的に実施しているものです。 試行は、その効果や課題を把握するために行っています。
11	説明会資料7頁4．総合評点の上限設定の試行継続（2）内容／土木一式工事、建築一式工事に対する“設計金額”は明記してありますが、設備工事に対しての設計金額の“基準”を教えてください。	総合評点の上限設定の試行対象は、土木一式工事又は建築一式工事です。電気工事、管工事等は総合評点の上限設定の試行を行いませんので、基準となる設計金額はありません。

番号	質問	回答
12	説明会資料7頁4. 総合評点の上限設定の試行継続 H30年度の、電気設備工事に措ける試行実績は全15件（自社認識分） ・平成30年4月9日下関市告示第761号～771号 「養治小学校ほか3校教室内扇風機整備工事」を含む全11件 上記工事の求める“総合評点”450点以上1000点未満は40社、1000点以上は2社と認識していますが、42社中2社のみが参加できない状況が、何の効果を生むのかを教えてください。	ご質問の工事については、設計金額が500万円未満のものを、指名競争入札ではなく試行的に一般競争入札で実施した工事と思われますが、これについては、市内小規模事業者の受注機会の確保に配慮し、総合評点の上限を設定したものであり、市内小規模事業者の受注機会の確保に効果があるものと考えています。 なお、来年度以降の運用については、平成30年度の設計金額500万円未満の工事に係る一般競争入札の試行状況やいただいたご意見等を踏まえて検討いたします。
13	上記、<u>質問12</u>に関連し、下記4件 ・平成30年7月23日 下関市告示第1376号 西市こども園～ 平成30年9月3日 下関市告示第1562号 熊野第2児童クラブ～ 平成30年11月5日 下関市告示第1854号 H30年度向洋町3号～ 平成30年11月5日 下関市告示第1855号 火の山パークウェイ～ 上記工事の求める“総合評点”450点以上950点未満 公告時点で市内工事事業者数、450点以上950点未満は38社、950点以上は4社と認識していますが、42社中4社のみが参加できない状況が、何の効果を生むのかを教えてください。	ご質問の工事については、設計金額が500万円未満のものを、指名競争入札ではなく試行的に一般競争入札で実施した工事と思われますが、これについては、市内小規模事業者の受注機会の確保に配慮し、総合評点の上限を設定したものであり、市内小規模事業者の受注機会の確保に効果があるものと考えています。 なお、来年度以降の運用につきましては、平成30年度の設計金額500万円未満の工事に係る一般競争入札の試行状況やいただいたご意見等も踏まえて検討いたします。

番号	質問	回答
1 4	上記、<u>質問 1 2 ・ 1 3</u>に関連し、9 5 0 点以上の会社においても、若年技術者の育成において、少額工事を着工から竣工迄、責任を持って一人で施工させることが得難い教育の場であり、その為には少額工事を受注することが必要となります。下関市は、「担い手確保の取組み」を評価項目に挙げていますが、その点を如何お考えでしょうか。	担い手確保は、建設産業における最も大きな課題の 1 つと認識しており、各事業者が実際の工事に従事する経験を通して技術者を育成することは、重要な取組の 1 つであると考えております。 一方で、本市の建設業界全体の育成・発展を考えた場合、小規模事業者の育成等を図ることも重要と認識しております。小規模事業者の育成に当たっては、一定の受注機会を確保することが重要であり、そのためには総合評点の上限設定等の取組も必要と認識しております。
1 5	上記、<u>質問 1 2 ・ 1 3</u>に関連し、設備工事業 9 5 0 点以上の会社は、受注努力に加え、経営努力(技術者の雇用、自己資本額(納税額)、防災協定への締結、I S O 各種取組み等々)の結果としての総合評点であり、その努力が報われない施策(総合評点の上限設定)では企業の健全な成長はないと考えますが、その点を如何お考えでしょうか。	総合評点の上限設定は、設計金額 4 0 0 0 万円未満の土木一式工事若しくは建築一式工事又は設計金額 5 0 0 万円未満の工事で一般競争入札を実施する場合に実施するものであり、ランク別入札制度の導入に関する陳情があったことや小規模事業者の受注機会の確保を目的に実施するものです。 受注努力や経営努力によって総合評点が上昇した場合、より大規模な工事の入札に参加できるようになりますので、その点において、努力が報われる仕組みとなっております。
1 6	説明会資料 8 頁 5. 建設工事の入札における一抜け方式の導入(2) 内容 実施方法(概要)の中で、「開札の順番において、上位の工事で落札者と～」とありますが、“上位の工事”とは、告示番号の上位(若番)という認識でよろしいでしょうか。	開札日時が早い工事が上位となります。 入札公告に開札順を明示します。

番号	質問	回答
17	説明会資料14頁7. 優良工事事業者表彰となる対象工事の見直し(2)内容/改正前(4)、改正後(2)に「施工困難な工事」とありますが、施工困難な工事の具体的な“判断基準”をお教えてください。	施工困難な工事は、次のような難易度の高い工事を想定していますが、表彰に値するかについては、下関市公共工事改革推進委員会等で協議して決定します。 ・ 高い技術力を必要とする工事 ・ 交通量が多い地区で、交通及び市民活動に特に配慮を必要とする工事 ・ 住宅密集地、住宅環境を重視した地区内等で、住環境に特に配慮を必要とする工事 ・ 重機の進入が困難な場所で、工事の多くを人力で行う必要がある工事
18	説明会資料15頁8. 優良業者優先指名競争入札の見直し(2)内容/入札参加条件「過去3年間に優良工事事業者表彰を受けていること」とありますが、H31年度の入札の場合は、H28～H30年度に竣工した工事に対する表彰との認識でよろしいでしょうか。	「過去3年間に優良工事事業者表彰を受けていること」については、平成31年度の入札の場合、平成29年度、平成30年度及び平成31年度に表彰を受けていることが入札参加条件となりますので、ご質問のとおり、平成28年度以降に完成した工事で表彰を受けたことが条件となります。

番号	質問	回答
19	委託業務に関する金額は、こちらにあてはまらないのでしょうか。	設計金額に応じて一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を行っていたものを、来年度から設計金額130万円を超える工事では、500万円未満であっても原則として一般競争入札を実施することとしております。 これは、工事の場合の取扱いであり、工事に関する設計、測量及び地質調査については、設計金額50万円を超える業務において、原則として一般競争入札を実施することとしております。
20	特別簡易型の施工実績型と地域型の統合ですが、参加区分は変更なしとの説明でしたが、参加自体が出来ないのでは意味がないのではないのでしょうか。	特別簡易型の場合、入札参加条件では原則として「下関市内に本店があること。」としており、下関市内に本店がある事業者であれば、地域条件上、参加可能です。 説明会では、一般競争入札の入札参加条件としての地域区分と総合評価方式における評価基準としての地域区分の2つがあるため、今回の見直しは、総合評価方式における評価基準としての地域区分であることを補足説明させていただきました。

番号	質問	回答
2 1	今まで指名競争入札だった１３０～５００万円の工事について、一般競争入札になるという事は、施工実績がないと参加できないのでしょうか。	下関市長が発注する設計金額５００万円未満の工事については、平成３０年度に一般競争入札を試行実施し、原則として過去の施工実績を入札参加条件としない取組を行ってきました。 その結果、大きな問題は生じていないことから、平成３１年度以降も、原則として、過去の施工実績を入札参加条件としない取組を継続することとしております。ただし、工事特性等によっては、過去の施工実績を入札参加条件とする場合もありますので、あらかじめご了承ください。
2 2	下関市内に本店がある業者で、作業船を保有している業者は数社と考えられます。山口県発注の港湾工事の場合、落札可能な十分な入札参加者の確保のため、本店の所在地を県内業者まで範囲を拡大し、競争性を確保しています。しかし、下関発注の工事は地域精通度の評価項目もあり、実質上落札可能な業者が作業船を保有している数社に限定されますが、公正取引委員会が求めている十分な入札参加者の確保、入札参加者の固定化の防止による競争性の確保がされていないのではないのでしょうか。	作業船の保有状況に関する評価項目は、総合評価方式において、企業の技術的能力の１項目として評価するものであり、入札参加条件として、作業船の保有を求めるものではありません。 また、総合評価方式については、企業の技術的能力以外にも配置技術者の能力や地域精通度、地域貢献度等の評価項目があり、価格に加えてこうした価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、作業船の保有状況のみで落札者が決定されるものではないことから、競争性の確保について問題があるとは考えていません。

番号	質問	回答
2 3	共同保有の場合、保有割合等はあるのでしょうか。	保有割合等について、特に定めはありません。登記簿謄本等で共同保有であることが確認できた場合は、共同保有として評価します。
2 4	主作業性以外の作業船では、評価していただけないのでしょうか。	主作業船（1 5 種）が評価対象となりますので、これ以外の作業船の場合は評価されません。